

[No. 25-17]

令和 7 年 9 月 1 2 日

報道機関 各位

企業流出に待った！工場立地法に基づき緑地面積率の規制を緩和します

このたび、長岡京市では、企業流出を防ぐ目的から、緑地面積率緩和のため「工場立地法に基づく準則条例」を制定しました。本条例を制定するのは、乙訓地域で初めてです。

■概要

- ▶名 称： 長岡京市工場立地法に基づく準則を定める条例
- ▶議決日： 令和 7 年 9 月 12 日(金)令和 7 年長岡京市第 3 回議会定例会
- ▶施行日： 令和 7 年 10 月 1 日(水)
- ▶目 的： 老朽化施設の更新と投資促進により、市内経済の発展と雇用創出を図るため
- ▶内 容： 緑地面積率、環境施設面積率（緑地を含む）、重複緑地算入率を国が定める基準内で最大限の緩和を行う
- ▶京都府下の状況：舞鶴市、京田辺市等で制定済み。乙訓地域では初。
※別途、地域未来投資促進法により、久御山町も緩和を行っています。

★工場立地法の規制内容(国の既定基準)		
区域	市内全域(一律)	
緑地面積率	20%以上	
環境施設面積率 (緑地を含む)	25%以上	
重複緑地算入率	敷地面積×緑地面積率×25%まで	



★規制緩和の内容(今回定める市の独自基準)				
区域		住居・商業地域	準工業地域	工業・工業専用地域
	緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上
	環境施設面積率 (緑地を含む)	25%以上	15%以上	10%以上
重複緑地算入率		敷地面積×緑地面積率×50%まで		

◎本件に関するお問い合わせ先

環境経済部 商工観光課 商工振興係 担当:山田・藤井

電話:075-955-9688

FAX:075-951-5410

メール:syoukoukankou@city.nagaokakyo.lg.jp